

東京都知事 殿

記入日 令和4年 7月 4日

届出者

(住所) 東京都武蔵村山市中央2-18-3

(名称) **比留間運送株式会社**

(代表者) 比留間 宏明

1 工場又は事業場の概要

フリガナ ヒルマウンソウカブシキガイシャ イナダイラコウジヨウ

名称 比留間運送株式会社 伊奈平工場

所在地 〒208-0023 武蔵村山市 伊奈平3-25-5

作成責任者

所属 伊奈平工場

フリガナ

对象外

氏名

電話 042-560-8806

施設数合計

1

硫黄酸化物総量規制対象

窒素酸化物総量規制対象

窒素酸化物要綱規制対象

シート2が

1枚必要です

2 工場又は事業場の燃料・原料種類ごとの総使用量（調査対象施設のみ令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

[illegible]

ばい煙排出量調査報告書

事業所コード 12865

東京都知事 殿

3 ばい煙発生施設の概要（令和4年3月31日現在）

施設番号	23562			稼働	— 休止等年度中に稼働実績がない場合は×印を入れてください。			
施設名称								
施設型式	用途	規模（単位）	バーナー種類	最大定格燃焼能力 （単位）	届出最大排出ガス 量（湿り）	設置年月日	煙突高(m)	
13 固体産廃(パツ)	その他	600.0 kg/h	混複合バーナー		7318.0	1996/3/1	14.7	

(1) 施設ごとの運転時間と燃料・原料使用量（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

燃料・原料種類	硫黄分(%)	年間使用量	単位	年間運転時間	稼働時間	一時間最大使用量	単位
1T 灯油	0.0800	46.0	kL	1664 時間	8:00 ~ 16:00	25.0	L
SA 木片主体	0.2000	714.4	t	1664 時間	8:00 ~ 16:00	420.2	kg
SC 紙	0.2000	153.7	t	1664 時間	8:00 ~ 16:00	90.4	kg
SX その他(廃棄物 焼却炉)	0.2000	151.9	t	1664 時間	8:00 ~ 16:00	89.4	kg
				時間			

※同一燃料・原料の、各ばい煙発生施設の燃料、原料使用量の合計は、工場または事業場の年度間総使用量と一致します。

(2) 施設ごとのばい煙測定結果（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの測定）

塩化水素は、酸素濃度12%換算値、その他の物質は標準酸素濃度で記入してください。

測定年月日	使用燃料・原料種類	排出ガス量（乾き） （m ³ N/時）	排出ガス 温度(°C)	水分量 （%）	実測硫黄 酸化物 ppm	実測窒素 酸化物 ppm	酸素濃度 （%）	実測ばいじん （g/m ³ N）	酸素濃度 （%）	塩化水素 （mg/m ³ N）	その他の物質 1（物質名）	濃度 （mg/m ³ N）	その他の物質2 （物質名）	濃度 （mg/m ³ N）
2021/8/18	灯油、木片主体、紙、 その他（廃棄物焼却炉）	17800	108	13.3	8	110	9.3	0.006	9.3	52				
2022/2/23	灯油、木片主体、紙、 その他（廃棄物焼却炉）	21500	94	11.1	13	97	10.4	0.001	10.4	520				

測定していない場合は、その理由を下の欄に記入してください。＜例＞「夏期（4月～9月）休止のため、年1回の測定」

水銀濃度測定記録表(令和4年度 提出用)

注意事項 ※1 全水銀は、ガス状水銀と粒子状水銀の酸素濃度補正値の和
※2 報告対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。（この間に廃止した施設の結果も対象となります。）
※3 水銀排出施設のうち、未稼働等のために測定を行っていない場合は、その旨を備考欄に記入をしてください。（記入例 1号炉 R3年7月からR4年3月まで休止のため、年1回測定）

1 工場又は事業場の名称及び所在地

名称	比留間運送株式会社 伊奈平工場
所在地	東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5

2 水銀濃度測定結果(対象期間:令和3年4月1日から令和4年3月31日)

[illegible]

東京都知事 殿

記入日 令和5年 7 月 7 日

屢出者

(住所)	東京都武蔵村山市中央2-18-3
(名称)	比留間運送株式会社
(代表者)	比留間 宏明

1 工場又は事業場の概要

フリガナ	ヒルマウンソウカブシキガイシャ イナダイラコウジョウ
名称	比留間運送株式会社 伊奈平工場
所在地	〒 2 0 8 - 0 0 2 3 武蔵村山市 伊奈平 3 - 2 5 - 5

作成責任者

所属	比留間運送(株) 伊奈平工場
フリガナ	
氏名	対象外
電話	042-560-8806

施設数合計	1
硫酸酸化物総量規制対象	対象外
窒素酸化物総量規制対象	対象外
窒素酸化物要綱規制対象	対象外

シート2が

1枚必要です

2 工場又は事業場の燃料・原料種類ごとの総使用量（調査対象施設のみ令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

[illegible]

ばい煙排出量調査報告書

事業所コード 12865

東京都知事 殿

3 ばい煙発生施設の概要（令和5年3月31日現在）

施設番号	23562			稼働			
施設名称				休止等年度中に稼働実績がない場合は×印を入れてください。			
施設型式	用途	規模（単位）	バーナー種類	最大定格燃焼能力 （単位）	届出最大排出ガス 量（湿り）	設置年月日	煙突高(m)
13 固体産廃（ﾎﾟﾘﾌﾟﾚﾝ）	その他	600.0 kg/h	混複合バーナー		7318	1996/3/1	14.7

(1) 施設ごとの運転時間と燃料・原料使用量（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

燃料・原料種類	硫黄分(%)	年間使用量	単位	年間運転時間	稼働時間	一時間最大使用量	単位
IT 灯油	0.0800	32.6	kL	1699 時間	8:00 ~ 16:00	25.0	L
SA 木片主体	0.2000	724.6	t	1699 時間	8:00 ~ 16:00	420.2	kg
SC 紙	0.2000	155.8	t	1699 時間	8:00 ~ 16:00	90.3	kg
SX その他(廃棄物焼却炉)	0.2000	154.3	t	1699 時間	8:00 ~ 16:00	89.5	kg

※同一燃料・原料の、各ばい煙発生施設の燃料、原料使用量の合計は、工場または事業場の年間総使用量と一致します。

(2) 施設ごとのばい煙測定結果（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの測定）

塩化水素は、酸素濃度12%換算値、その他の物質は標準酸素濃度で記入してください。														
測定年月日	使用燃料・原料種類	排出ガス量（乾き） （m³N/時）	排出ガス 温度(℃)	水分量 （%）	実測硫黄 酸化物 ppm	実測窒素 酸化物 ppm	酸素濃度 （%）	実測ばいじん （g/m³N）	酸素濃度 （%）	塩化水素 （mg/m³N）	その他の物質 1（物質名）	濃度 （mg/m³N）	その他の物質2 （物質名）	濃度 （mg/m³N）
2022/8/12	灯油、木片主体、紙、その他（廃棄物焼却炉）	17600	86	17.3	9	100	9.0	0.001	9.0	29				
2023/2/28	灯油、木片主体、紙、その他（廃棄物焼却炉）	20200	98	9.1	24	56	9.8	0.008	9.8	49				

測定していない場合は、その理由を下の欄に記入してください。＜例＞「夏期（4月～9月）休止のため、年1回の測定」

水銀濃度測定記録表(令和5年度 提出用)

注意事項

- ※1 全水銀は、ガス状水銀と粒子状水銀の酸素濃度補正値の和
- ※2 報告対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。（この間に廃止した施設の結果も対象となります。）
- ※3 水銀排出施設のうち、未稼働等のために測定を行っていない場合は、その旨を測定値欄に記入してください。（記入例 1号炉 R4年7月からR5年3月まで休止のため、年1回測定）

1 工場又は事業場の名称及び所在地

名称	比留間運送株式会社 伊奈平工場
所在地	東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5

2 水銀濃度測定結果(対象期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日)

[illegible]

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

2023年4月6日

東京都知事 殿

東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3
報告者 比留間運送株式会社
代表取締役 比留間 宏明

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出ガス量(m ³ N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	試料採取者	分析者	備考
2022年 8月12日 10:27~14:27	123,200	8.9	煙突中間測定口	廃棄物焼却炉 (紙くず・木くず・ 生ごみ・繊維くず) 600kg/h×8h	2022年 8月15日~ 2022年 9月5日	7.4	アイケー・ テクニカル(有)	JFE テクノリサーチ (株)	別紙1

表2 排水水

採取年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名 称	排 水 量 (m ³ /日)						
該当なし								

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
2023年 2月28日 12:10	焼却灰	焼却灰貯留場	廃棄物焼却炉 (紙くず・木くず・ 生ごみ・繊維くず) 600kg/h×8h	2023年 2月28日~ 2023年 3月28日	0.25	アイケー・ テクニカル(有)	JFE テクノリサーチ (株)	別紙2
2023年 2月28日 12:05	飛灰	飛灰貯留場	廃棄物焼却炉 (紙くず・木くず・ 生ごみ・繊維くず) 600kg/h×8h	2023年 2月28日~ 2023年 3月28日	0.55	アイケー・ テクニカル(有)	JFE テクノリサーチ (株)	別紙3

- 備考1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にある場合は、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

参考

工場又は事業場の名称	伊奈平工場
工場又は事業場の所在地	東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	1(排ガス)	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDF	2.3	0.008	0.002	0.1	0.17
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	3.8	0.009	0.003	0.03	0.087
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	7.9	0.009	0.003	0.3	1.77
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	8.7	0.009	0.003	0.1	0.65
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	7.8	0.009	0.003	0.1	0.58
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	0.84	0.009	0.003	0.1	0.062
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	11	0.009	0.003	0.1	0.79
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	40	0.007	0.002	0.01	0.30
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	7.9	0.012	0.004	0.01	0.059
	OCDF	42	0.021	0.006	0.0003	0.0093
	Total PCDFs	—	—	—	—	4.4773
	2, 3, 7, 8—TeCDD	0.17	0.006	0.002	1	0.13
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	1.3	0.005	0.002	1	0.93
ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	1.5	0.011	0.003	0.1	0.11
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	5.2	0.011	0.003	0.1	0.39
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	3.3	0.011	0.003	0.1	0.24
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	39	0.010	0.003	0.01	0.29
	OCDD	77	0.027	0.008	0.0003	0.0174
	Total PCDDs	—	—	—	—	2.1074
	Total (PCDFs+PCDDs)	—	—	—	—	6.6
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB(#81)	11	0.010	0.003	0.0003	0.00234
	3, 3', 4, 4' —TeCB(#77)	8.3	0.006	0.002	0.0001	0.00062
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB(#126)	9.3	0.009	0.003	0.1	0.69
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB(#169)	4.1	0.014	0.004	0.03	0.090
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB(#123)	1.9	0.008	0.002	0.00003	0.000042
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB(#118)	2.6	0.008	0.002	0.00003	0.000057
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB(#105)	2.7	0.007	0.002	0.00003	0.000060
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB(#114)	4.8	0.008	0.002	0.00003	0.000108
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB(#167)	2.1	0.009	0.003	0.00003	0.000045
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB(#156)	5.0	0.012	0.003	0.00003	0.000111
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB(#157)	2.6	0.012	0.004	0.00003	0.000057
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB(#189)	4.4	0.012	0.004	0.00003	0.000096
	Total コプラナーPCB	—	—	—	—	0.78
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	7.4
備考						

備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/m³N(毒性等量にあっては ng-TEQ/m³N。)、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/L(毒性等量にあっては pg-TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては単位を ng/g(毒性等量にあっては ng-TEQ/g。)とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。

6 用語の定義は、日本工業規格 K0311、K0312 又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	2(焼却灰)	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF	0.10	0.10	0.03	0.1	0.010
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	0.13	0.10	0.03	0.03	0.0039
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	0.25	0.10	0.03	0.3	0.075
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	0.38	0.11	0.03	0.1	0.038
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	0.31	0.10	0.03	0.1	0.031
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	N.D.	0.11	0.03	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	0.49	0.11	0.03	0.1	0.049
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	1.8	0.09	0.03	0.01	0.018
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	0.29	0.15	0.04	0.01	0.0029
	OCDF	2.4	0.25	0.08	0.0003	0.00072
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.22852
ポリ塩化ジベンゾペンゾオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD	N.D.	0.07	0.02	1	0
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	(0.05)	0.07	0.02	1	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	N.D.	0.14	0.04	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	(0.13)	0.14	0.04	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	(0.11)	0.13	0.04	0.1	0
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	1.1	0.13	0.04	0.01	0.011
	OCDD	3.3	0.3	0.1	0.0003	0.00099
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.01199
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	0.24
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)	(0.06)	0.12	0.04	0.0003	0
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)	0.15	0.07	0.02	0.0001	0.000015
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)	0.13	0.11	0.03	0.1	0.013
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)	N.D.	0.17	0.05	0.03	0
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)	N.D.	0.09	0.03	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)	0.14	0.10	0.03	0.00003	0.0000042
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)	(0.09)	0.09	0.03	0.00003	0
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)	(0.03)	0.10	0.03	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)	N.D.	0.11	0.03	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)	(0.09)	0.14	0.04	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)	N.D.	0.14	0.04	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)	(0.06)	0.14	0.04	0.00003	0
Total コプラナーPCB		—	—	—	—	0.013
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	0.25
備考						

備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/m³N(毒性等量にあっては ng-TEQ/m³N。)、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/L(毒性等量にあっては pg-TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては単位を ng/g(毒性等量にあっては ng-TEQ/g。)とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。

6 用語の定義は、日本工業規格 K0311、K0312 又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整 理 番 号	3(飛灰)	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF	0.18	0.05	0.01	0.1	0.018
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	0.25	0.13	0.04	0.03	0.0075
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	0.34	0.13	0.04	0.3	0.102
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	0.40	0.09	0.03	0.1	0.040
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	0.43	0.09	0.03	0.1	0.043
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	N. D.	0.13	0.04	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	0.47	0.13	0.04	0.1	0.047
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	1.5	0.12	0.03	0.01	0.015
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	0.21	0.17	0.05	0.01	0.0021
	OCDF	1.2	0.17	0.05	0.0003	0.00036
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.27496
ポリ塩化ジベンゾオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD	(0.04)	0.07	0.02	1	0
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	0.19	0.08	0.02	1	0.19
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	0.11	0.09	0.03	0.1	0.011
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	0.20	0.09	0.03	0.1	0.020
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	0.23	0.09	0.03	0.1	0.023
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	1.1	0.15	0.05	0.01	0.011
	OCDD	1.8	0.16	0.05	0.0003	0.00054
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.25554
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	0.53
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)	0.08	0.07	0.02	0.0003	0.000024
	3, 3', 4, 4'—TeCB (#77)	0.28	0.10	0.03	0.0001	0.000028
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)	0.16	0.14	0.04	0.1	0.016
	3, 3', 4, 4', 5, 5'—HxCB (#169)	(0.04)	0.11	0.03	0.03	0
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)	(0.03)	0.08	0.02	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)	(0.11)	0.12	0.03	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4'—PeCB (#105)	(0.09)	0.13	0.04	0.00003	0
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)	(0.04)	0.07	0.02	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5, 5'—HxCB (#167)	N. D.	0.11	0.03	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)	(0.06)	0.12	0.04	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5'—HxCB (#157)	N. D.	0.09	0.03	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'—HpCB (#189)	(0.04)	0.12	0.04	0.00003	0
	Total コプラナーPCB	—	—	—	—	0.016
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	0.55
備考						

備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/m³N(毒性等量にあっては ng-TEQ/m³N。)、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/L(毒性等量にあっては pg-TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては単位を ng/g(毒性等量にあっては ng-TEQ/g。)とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。

6 用語の定義は、日本工業規格 K0311、K0312 又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。

7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること